

令和8年9月25日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
佐 原 博 之
（公印省略）

令和8年熊本地震に伴い避難先市町村の
地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について（その2）

令和8年熊本地震に伴う災害により避難を要する市町村の要介護者又は要支援者等が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型（介護予防）サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合の事業所指定に係る関係市町村間での手続については、事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えない旨が厚生労働省より各都道府県介護保険担当主管部局等宛てに示され、本件については、本会からも「令和8年熊本地震に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について」（令8.8.7付 日医発第914号）にて、情報提供しているところです。

今般、厚生労働省より、当該指定事務に係る事務の簡素化の手法を別添のとおり整理するとの事務連絡が発出されましたので、お知らせいたします。

なお、本取扱いとは、令和8年熊本地震に伴う災害により、やむを得ず一時的に避難した被保険者に係る取扱いの例を示したものであり、本取扱いによる期間については、原則として令和9年8月までとし、以降の継続については適切に判断していただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・令和8年熊本地震に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について（その2）（令8.9.18 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

以上

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 18 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

令和 8 年熊本地震に伴い避難先市町村の
地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について（その 2）

「令和 8 年熊本地震に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について」（令和 8 年 8 月 4 日事務連絡）において、令和 8 年熊本地震に伴う災害により避難を要する市町村の要介護者又は要支援者等が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型（介護予防）サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を利用する場合の事業所指定に係る関係市町村間での手続については事後的に行う等柔軟に取り扱うこととして差し支えない旨をお示ししているところですが、当該指定事務に係る事務の簡素化の手法を下記のとおり整理しましたので、被災した高齢者が円滑に介護保険制度のサービスが利用できるよう、管内市町村及びサービス事業所等への周知等よろしくお願いいたします。

記

1 令和 8 年熊本地震に伴う災害により被災した被保険者が、避難先の市町村で地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の取扱い

(1) 保険者市町村から指定を受ける際の避難先の市町村長の同意について

避難先の市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所に関して保険者市町村の指定を受ける場合は、避難先の市町村の同意を得る必要があるが、介護保険法第 78 条の 2 第 9 項（第 115 条の 12 第 7 項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村長間の協議により当該同意を要しないこととすることができること。

(2) 指定事務について

(1) の場合において、避難先の市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所に係る事業者からの指定申請を受けた際に、保険者市町村からの指定を受けたものとみなすことができること。また、当該申請については、サービスごとに介護保険法施行規則で定める書類を簡素化することができること。なお、こ

の場合でも国保連合会への事業者台帳登録は必要である点に留意すること。

2 令和8年熊本地震に伴う災害により被災した被保険者が、避難先の市町村で総合事業の訪問型サービス等を利用する場合の取扱い

(1) 指定基準の取扱い

当該訪問型サービス等を提供する事業所が、当該避難先の市町村が定める指定基準を満たして指定を受けている場合、保険者市町村が定める基準を満たすものとして取り扱うことができる。

(2) 指定事務の取扱い

避難先の市町村に所在する訪問型サービス等の事業実施者が、保険者市町村に指定申請を行う場合の申請書等については、介護保険法施行規則第140条の63の5第1項の規定に基づき、同項第4号から第12号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

(3) 第1号事業支給費の取扱い

避難先の市町村に所在する訪問型サービス等の事業実施者に対する第1号事業支給費の額については、避難先の市町村が定める額にかかわらず、保険者市町村が定める額を支払うこととして取り扱うこととなる。

3 本取扱いは、令和8年熊本地震に伴う災害により、やむを得ず一時的に避難した被保険者に係る取扱いの例を示したものであり、本取扱いによる期間については、原則として令和9年8月までとし、以降の継続については適切に判断されたい。

参考：介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の5

（指定事業者に係る指定の申請等）

第140条の63の5 法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 誓約書（法第115条の45の5第2項に該当しないことを誓約する書面をいう。以下この条において同じ。）
- 十二 その他市町村が指定に関し必要と認める事項